

平成 2 2 年 [] 月 [] 日

受 取 人

住 所 東京都日野市程久保 6 5 0
高幡台団地 7 3 号棟 [] 号室

氏 名 [] 殿

通 知 人

住 所 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号
氏 名 独立行政法人都市再生機構東日本支社
支 社 長 根 岸 尚

賃貸借契約終了の確認及び住宅
返還の催告（通知）
、

当機構では、貴殿が現在お住まいの高幡台
団地 7 3 号棟（以下「本件建物」といいます。）
について、耐震性を理由として機構賃貸住宅
としての用途を廃止し、その後除却すること
としています。

このため、当機構では、本件建物にお住ま
いの皆様全員に、ご希望に応じた移転先住宅
のあっせん、移転費用の支払等を行うことと
して、平成 2 2 年 3 月 3 1 日を期限とした移
転へのご協力をお願いしました。

また、当機構では、貴殿に対して、移転に
先立つ手続きとして、一時使用賃貸借契約へ

の切替え及び移転先住宅や移転費用に関する覚書の交換を繰り返しご案内し、ご協力をお願いしてきたところです。

一方、前記の平成22年3月31日の移転期限（以下「移転期限」といいます。）が近づいてもなお、貴殿から移転手続き等にご協力を得られる見込みがなかったことから、当機構では、やむを得ず、貴殿に対し、平成22年■月■日付にて、当機構と貴殿との間で昭和■年■月■日付けで締結し、その後平成■年■月■日及び平成■年■月■日付けで変更契約を締結した高幡台団地73号棟■号室（以下「住宅」といいます。）に係る賃貸借契約について、移転期限経過後の平成22年■月■日をもって終了させ、以後更新を行わない旨通知しました。

ただし、機構としては、当該通知後も、また、移転期限経過後も、引き続き、貴殿に対し、移転手続き等へのご協力をお願いしてきたところです。

しかし、貴殿におかれましては、当機構からの繰り返しのご案内やお願いにもかかわらず、残念ながら、平成22年■月■日の住宅に係る賃貸借契約の終了日（以下「契約終了日」といいます。）までに、移転手続き等にご協力いただけず、契約終了日の翌日である

平成 22 年 ■■■ 月 ■■ 日 以降 現在 も 引 き 続 い て
住 宅 を 使 用 さ れ て い ま す 。 つ き ま し て は 、 住
宅 に 係 る 賃 貸 借 契 約 は 既 に 終 了 し て お り ま す
の で 、 貴 殿 は 、 当 機 構 に 対 し 、 早 急 に 住 宅 を
返 還 さ れ る よ う 請 求 し ま す 。

ま た 、 住 宅 に 係 る 賃 貸 借 契 約 第 20 条 の 規
定 に よ り 、 契 約 終 了 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 住
宅 返 還 の 日 ま で の 家 賃 及 び 共 益 費 相 当 額 の 1
. 5 倍 の 金 額 を 損 害 金 と し て 当 機 構 に お 支 払
い 頂 き ま す 。

こ の た め 、 当 機 構 が お 預 か り し て い る 敷 金
は 、 住 宅 が 返 還 さ れ た 後 に 前 記 の 損 害 金 等 と
精 算 す る こ と と し ま す 。

な お 、 こ の 通 知 は 、 借 家 法 (大 正 10 年 法
律 第 50 号) 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 、
遅 滞 な き 異 議 に 当 た る も の で あ る こ と を 念 の
た め 申 し 添 え ま す 。

以 上

[お 問 い 合 わ せ 先]

独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 東 日 本 支 社

耐 震 化 推 進 本 部 企 画 調 整 課

電 話 03-5323-2335



この郵便物は平成 22 年 10 月 5 日

郵便番号 05304 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

